

事務連絡
令和4年12月9日

各市区町村 衛生主管部（局）及び情報政策担当部（局） 御中
（参考：各都道府県 衛生主管部（局）及び情報政策担当部（局） 御中）

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
デジタル庁国民向けサービス G（VRS 担当）

定期の予防接種等に相当する予防接種に関する記録の作成等について

新型コロナウイルス感染症への対応に日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第165号）が公布され、予防接種法（昭和23年法律第68号）及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）が改正されました。

今般の改正に伴う定期の予防接種等に相当する予防接種に関する記録の作成等に係る具体的な事務取扱について、「新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書発行マニュアル」の修正版を別添1及び別添2のとおりお示ししますので、ご参照いただき、必要なご対応をお願いします。

連絡先

厚生労働省 健康局 予防接種担当参事官室

「厚生労働省健康局健康課予防接種室「自治体サポートチーム」の運用変更について（周知）」（令和3年12月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（別添3）に基づくお問い合わせをお願いいたします。

デジタル庁国民向けサービス G VRS 担当

digitalvaccine@digital.go.jp